苫小牧市消防本部からのお知らせ

建物を使用する前に「届出」が必要になります

平成３１年４月１日からスタート

届出の目的

防火対象物を使用しようとする方に対し、その使用開始前に消防機関への届出を義務付けすることで、火災予防に関する相談や防火に関する指導の機会を設け、防火対象物の使用を開始する当初から適法で防火上安全な状態にしていただくことを目的とするものです。

届出が必要な場合等

建物を学校、病院、工場、事業場、店舗など、消防法施行令別表第１（裏面参照）に掲げる防火対象物の用途で使用しようとする方は、届出が必要になります。

（届出が必要な例）

○　建物を新築し、事務所として使用しようとする方
○　既存のテナントビルに入居し、飲食店を営業しようとする方
○　既存の工場を倉庫に変更しようとする方
○　既存のホテルを増築しようとする方
○　既存の店舗を譲渡等により譲り受けようとする方

届出に伴う検査

届出されたもののうち、消防法又は苫小牧市火災予防条例の規定により消防用設備等（消火器、自動火災報知設備、誘導灯等）を設置しなければならない建物については、消防が検査を実施し、防火安全性を確認します。

届出時期・届出先

建物の使用を開始する日の7日前までに、次の区分により届出が必要となります。
・大規模な建物 → 消防本部
・それ以外の一般的な建物（小規模な店舗や事務所）→建物を管轄する消防署・出張所
ただし、内装工事などで消防用設備（感知器やスプリンクラー等）の変更があった場合は、設備の検査とセットで行う必要があるため、建物の規模に関わらずすべて消防本部での受付となります。
ご自身の建物がどちらに該当するか不明な場合は、消防本部までお問い合わせください。

お問合せ先

苫小牧市新開町２丁目１２番７号
苫小牧市消防本部　予防室　査察担当
TEL　０１４４（８４）５０３０　・　FAX　０１４４（８４）５０３７

消防法施行令別表第１（抜粋）

（１）項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
（２）項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗関連店舗等
	ニ	カラオケボックス等
（３）項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
（４）項		百貨店、マーケット、物品販売店舗又は展示場
（５）項	イ	旅館、ホテル、宿泊所等
	ロ	寄宿舎、下宿又は共同住宅
（６）項	イ	病院、診療所、助産所
	ロ	老人短期入所施設、養護老人ホーム、救護施設、乳児院、障害者支援施設等
	ハ	老人デイサービスセンター、更生施設、助産施設、保育所、児童発達支援センター等
	ニ	幼稚園又は特別支援学校
（７）項		小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学、専門学校、各種学校等
（８）項		図書館、博物館、美術館等
（９）項	イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場等
	ロ	イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場
（10）項		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場
（11）項		神社、寺院、教会等
（12）項	イ	工場又は作業場
	ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ
（13）項	イ	自動車車庫又は駐車場
	ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫
（14）項		倉庫
（15）項		（１）項から（１４）項に該当しない事業場
（16）項	イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が（１）～（４）項、（５）項イ、（６）項、（９）項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの
	ロ	イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物
（16 の 2）項		地下街
（16 の 3）項		建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの
（17）項		重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、重要美術品として認定された建造物
（18）項		延長５０メートル以上のアーケード